

取組・事業の推進に当たって必要な国の支援措置等

提案主体名						
提案プロジェクト名						
① 財政上、金融上の支援措置、規制の特例措置(緩和・強化)、その他の支援措置、税制のグリーン化						
(a) 財政上の支援措置						
番号	求める措置の具体的内容※1 (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※2(700字以内)			この措置が必要となる取組・事業※3	その他(特記事項)※4
1						
2						
3						
(b) 金融上の支援措置						
番号	求める措置の具体的内容※1 (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※2(700字以内)			この措置が必要となる取組・事業※3	その他(特記事項)※4
1						
2						
3						
(c) 規制の特例措置(緩和・強化)						
番号	求める措置の具体的内容※1 (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※2(700字以内)	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	この措置が必要となる取組・事業※3	その他(特記事項)※4
1	暫定的措置として、一定規模以上の石油精製業者は、バイオ燃料を生産した事業者から買取り要請があった場合、以下のとおり、バイオ燃料を買取らなければならない。宮城県の塩害地域及び福島県で収穫された作物を原料として脂肪酸メチルエステル(メタノールは産地を問わない)を一定量以上生産した事業者から買取り要請があった場合、脂肪酸メチルエステルを適正な価格で買取らなければならない。また、福島県、宮城県、岩手県内で生産された農林水産物及び廃棄物を原料としてエタノールを一定量以上生産した事業者から買取り要請があった場合、エタノールを適正な価格で買取らなければならない。	現行のエネルギー供給構造高度化法では、電気事業者が太陽光発電の余剰電力を買取ることが、事実上、義務づけられている。再生可能エネルギーの利用を更に促進するため、買取りの範囲を拡大し、特例として、宮城県の塩害地域及び福島県で収穫された作物を原料として脂肪酸メチルエステル(メタノールは産地を問わない)を一定量以上生産した事業者から買取り要請があった場合、石油精製業者が適正な価格で脂肪酸メチルエステルを買取することを義務づける。また、福島県、宮城県、岩手県内で生産された農林水産物及び廃棄物を原料としてエタノールを一定量以上生産した事業者から買取り要請があった場合、石油精製業者が適正な価格でエタノールを買取することを義務づける。	エネルギー供給構造高度化法	経済産業省	(1)栽培作物系バイオマス事業 (2)廃棄物系バイオマス事業 (3)木質系バイオマス事業	
2	暫定的措置として、一般ガス事業者は、供給区域エリア内においてバイオガス(精製したもの)を生産した事業者から買取り要請があった場合、以下のとおり、バイオガスを買取らなければならない。宮城県内で収穫された農林水産物(陸揚げされた水産物を含む)及びその廃棄物を原料としてバイオガス(精製されたもの)を一定量以上生産した事業者から買取り要請があった場合、バイオガスを適正な価格で買取らなければならない。	現行のエネルギー供給構造高度化法では、電気事業者が太陽光発電の余剰電力を買取ることが、事実上、義務づけられている。再生可能エネルギーの利用を更に促進するため、買取りの範囲を拡大し、特例として、宮城県内で収穫された農林水産物(陸揚げされた水産物を含む)及びその廃棄物を原料としてバイオガス(精製されたもの)を一定量以上生産した事業者から買取り要請があった場合、一般ガス事業者が適正な価格でバイオガスを買取することを義務づける。	エネルギー供給構造高度化法	経済産業省	(2)廃棄物系バイオマス事業	
3	暫定的措置として、電気事業者は、木質バイオマス(木質ペレットなど)を製造した事業者から買取り要請があった場合、以下のとおり、木質バイオマスを買取らなければならない。岩手県内で産出された木材により木質バイオマス(木質ペレットなど)を一定量以上製造した事業者から買取り要請があった場合、木質バイオマスを適正な価格で買取らなければならない。	現行のエネルギー供給構造高度化法では、電気事業者が太陽光発電の余剰電力を買取ることが、事実上、義務づけられている。再生可能エネルギーの利用を更に促進するため、買取りの範囲を拡大し、特例として、岩手県内で産出された木材により木質バイオマス(木質ペレットなど)を一定量以上製造した事業者から買取り要請があった場合、電気事業者が適正な価格で木質バイオマスを買取することを義務づける。	エネルギー供給構造高度化法	経済産業省	(3)木質系バイオマス事業	

<b>(d) 取組に必要なその他の支援措置</b>				
番号	求める措置の具体的内容※1 (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※2(700字以内)	この措置が必要となる取組・事業※3	その他(特記事項)※4
1				
2				
3				

<b>(e) 税制のグリーン化</b>					
番号	求める措置の具体的内容※1 (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※2(700字以内)	税目	この措置が必要となる取組・事業※3	その他(特記事項)※4
1	暫定的措置として、夏期(7～9月)限定で、電力消費量に応じた季節電気料を課す。ただし、東北電力管内の電気料金には課税しない。この取組を被災地復興における産業施策に用いる財源とする。	原子力発電所の安全性の問題から全国的に電力需給の不確実性が高まるなか、特に電力使用量が多い夏期の電力消費量を抑える必要があるため、東北電力管内を除く地域で夏季限定の季節電気料を課す。この税は期間限定とし、目的を震災地域における産業復興のみに限定することで国民の理解が得やすくなるものとする。	旧電気料	すべての事業	
2	いずれも暫定的措置として、バイオマス燃料を受け入れた石油精製業者に対し、以下のとおり、石油石炭税を還付する。宮城県、岩手県、福島県、岩手県、岩手県で収穫された農林水産物及びその廃棄物により生産されたエタノールを受け入れた石油精製業者に対し、脂肪酸メチルエステルの受入量に応じて、原油及び石油製品に関して納付した石油石炭税の一部を還付する。福島県、宮城県、岩手県で収穫された農林水産物及びその廃棄物により生産されたエタノールを受け入れた石油精製業者に対し、エタノールの受入量に応じて、原油及び石油製品に関して納付した石油石炭税の一部を還付する。	地域の特性を活かしたバイオマスの有効利用により効率的に温室効果ガスの削減を行うため、暫定措置として、宮城県の塩害地域及び福島県で収穫された作物により生産された脂肪酸メチルエステルを受け入れた石油精製業者に対し、コストアップ分に見合った石油石炭税を還付する。また同様に、福島県、宮城県、岩手県で収穫された農林水産物及びその廃棄物により生産されたエタノールを受け入れた石油精製業者に対し、コストアップ分に見合った石油石炭税を還付する。	石油石炭税	(1)栽培作物系バイオマス事業(2)廃棄物系バイオマス事業(3)木質系バイオマス事業	
3	いずれも暫定的措置として、バイオマス燃料を受け入れた事業者に対し、以下のとおり、石油石炭税を減免する。宮城県内で収穫された農林水産物(陸揚げされた水産物を含む)及びその廃棄物により生産されたバイオガス(精製されたもの)を受け入れた事業者に対し、バイオガス受入量に応じて天然ガスに関して納付した石油石炭税の一部を還付する。岩手県内で産出された木質バイオマスを石炭火力発電所の燃料として受け入れた電気事業者に対し、木質バイオマス受入量に応じて石炭に関して納付した石油石炭税の一部を還付する。	地域の特性を活かしたバイオマスの有効利用により効率的に温室効果ガスの削減を行うため、暫定措置として、宮城県内で収穫された農林水産物(陸揚げ物された水産物を含む)及びその廃棄物により製造されたバイオガスを受入れた一般ガス事業者に対し、コストアップ分に見合った石油石炭税を還付する。また同様に、岩手県内で産出された木質バイオマスを石炭火力発電所の燃料として受け入れた電気事業者に対し、コストアップ分に見合った石油石炭税を還付する。	石油石炭税	(2)廃棄物系バイオマス事業、(3)木質系バイオマス事業	

<b>② ①の従来型の支援措置と異なる形での支援措置(効果的かつ効率的な取組・事業を推進するために必要な支援措置)</b>				
番号	求める措置の具体的内容※1 (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※2(700字以内)	この措置が必要となる取組・事業※3	その他(特記事項)※4
1				
2				
3				

※1 「求める措置の具体的内容」は、250字以内で簡潔に記入してください。また、支援等対象者(実施主体)、支援等対象とする事業を明記してください。

※2 「事業の実施内容・提案理由」は、700字以内で記載してください。それを超える場合は、別様に記載の上添付し、「その他(特記事項)」欄に『別紙 事業内容書あり』等と記載してください。

※3 「この措置が必要となる取組・事業」には別紙様式1の④に掲げた取組・事業のうち、本措置に関連する取組・事業の「番号」及び「取組・事業の名称」を記入してください。

※4 当該措置について参考資料を添付する場合、「その他(特記事項)」欄に記入してください。